

豊田市非木造住宅等耐震化促進事業補助金交付要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、豊田市補助金等交付規則（昭和45年規則第34号）に定めるもののほか、非木造住宅等の耐震診断、耐震改修設計、耐震改修工事及び除却工事（以下「耐震化促進事業」という。）に対する補助金の交付に関し、必要な事項を定めるものとする。

(補助金の交付目的)

第2条 この補助金は、旧基準建築物等の所有者等が行う耐震化促進事業に要する費用を補助することによって当該耐震化促進事業の実施を促し、もって地震発生時における旧基準建築物の倒壊等による被害の軽減を図ることを目的とする。

(定義)

第3条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 住宅 旧基準建築物である一戸建ての住宅、長屋及び共同住宅をいい、店舗等の用途を兼ねるもの（店舗等の用に供する部分の床面積が、延べ面積の2分の1未満のものに限る。）を含む。
- (2) マンション 旧基準建築物の共同住宅のうち耐火建築物又は準耐火建築物であって、原則として延べ面積が1,000㎡以上かつ地階を除く階数が3階以上のものをいう。この場合において、分譲又は賃貸のいずれの形式であるかを問わない。
- (3) 特定既存耐震不適格建築物 建築物の耐震改修の促進に関する法律（平成7年法律第123号。以下「耐震改修促進法」という。）第14条に規定する建築物のうち、旧基準建築物のものをいう。
- (4) 要安全確認計画記載建築物 耐震改修促進法第7条に規定する建築物をいう。
- (5) 非木造住宅 豊田市民間木造住宅耐震改修工事等補助金交付要綱（平成15年7月1日施行）において補助対象となる木造住宅（以下「補助対象木造住宅」という。）以外の住宅をいう。ただし、特殊な構造（型式住宅、組積造、補強コンクリートブロック造等）のものを除く。
- (6) 所有者等 建築物を所有（区分所有を含む。以下同じ。）し、又は管理している者（国、地方公共団体その他公の機関を除く。）をいう。
- (7) 建築士 耐震診断、耐震改修設計、耐震改修工事監理を行う者で、建築士法（昭和25年法律第202号）第2条第2項に規定する一級建築士、又は同条第3項に規定する二級建築士である者をいう。
- (8) 旧基準建築物 昭和56年5月31日以前に着工された建築物をいう。
- (9) 耐震診断 耐震改修促進法第4条の規定に基づく建築物の耐震診断及び耐震改修の促進を図るための基本的な方針（平成18年国土交通省告示第184号。以下「告示第184号」という。）の〈別添〉建築物の耐震診断及び耐震改修の実施について技術上の指針となるべき事項（以下「技術上の指針事項」という。）第1に規定する建築物の耐震診断の指針に基づき、建築士が、建築物の地震に対する安全性を評価することをいう。

- (10) 耐震改修設計 技術上の指針事項第2に規定する建築物の耐震改修の指針に基づき、建築士が、建築物が地震に対して安全な構造となるように行う設計をいう。
- (11) 耐震改修工事 耐震改修設計に基づいて行う改修工事で、当該耐震改修設計を行った建築士が併せて工事監理を行うものをいう。ただし、特別な事由があると市長が認めた場合は、当該耐震改修設計を行った建築士以外の建築士が工事監理をすることができ。
- (12) 除却工事 耐震診断の結果、「地震の震動及び衝撃に対して倒壊し、又は崩壊する危険性が高い」又は「地震の震動及び衝撃に対して倒壊し、又は崩壊する危険性がある」と判断された建築物のすべてを除却する工事（建物の解体、基礎・杭の解体除却、それらに係る必要な仮設工事。ただし、外構、舗装の解体除却、埋め戻し、整地を除く。）をいう。
(補助対象非木造住宅等)

第4条 補助金の交付対象となる非木造住宅等（以下「補助対象住宅」という。）は、次に掲げる要件をすべて満たすものとする。

- (1) 豊田市内にある旧基準建築物であるもの。
- (2) 建築基準法の規定に著しく違反していないもの。
- (3) 今回実施する補助事業に関し、この要綱以外の補助等の交付を受けていないこと。
- (4) 今回実施する補助事業に関し、過去にこの要綱に定める補助金の交付を受けていないこと。
(補助対象者)

第5条 補助金の交付を受けることができる所有者等（以下「補助対象者」という。）は、次に掲げる要件をすべて満たす者とする。

- (1) 現に使用されている旧基準建築物（要安全確認計画記載建築物にあっては、現に使用されていないものを含む。）を所有し、又は管理している者であること。
- (2) 市税を滞納していないこと。
- (3) 暴力団員（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号。以下「暴対法」という。）第2条第6号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。）でないこと。
- (4) 暴力団（暴対法第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）でないこと。
- (5) 暴力団員が役員となっている団体でないこと。
- (6) 暴力団員又は暴力団と密接な関係を有している団体でないこと。
(補助事業等)

第6条 補助金の交付対象となる事業（以下「補助事業」という。）、補助金の交付対象となる経費及び補助金の交付額は、別表第1に定めるもののほか、社会資本整備総合交付金交付要綱及び地域防災拠点建築物整備緊急促進事業補助金交付要綱の定めるところによる。

- 2 前項の補助金の額の算定に当たって千円未満の端数が生じた場合は、これを切り捨てるものとする。
- 3 耐震診断にあっては、専門的機能を有すると市長が認める機関（以下「専門機関」という。）の耐震診断判定を受けること。ただし、一戸建て非木造住宅の耐震診断の場合を除く。
- 4 耐震改修設計又は耐震改修工事にあっては、耐震改修促進法第17条第3項の規定に基づく建築物の耐震改修の計画の認定（以下「耐震改修計画認定」という。）を受けて実施すること。ただし、補

助対象木造住宅の耐震改修設計又は耐震改修工事の場合を除く。

第7条 削除

(交付の申請)

第8条 補助金の交付を受けようとする補助対象者(以下「交付申請者」という。)は、第6条第1項に規定する補助事業に着手する前に、豊田市非木造住宅等耐震化促進事業補助金交付申請書(様式第2-1号)に次に掲げる書類を添付して、市長に提出しなければならない。

(1) 耐震診断の場合

ア 耐震診断費及び耐震診断評定(一戸建ての非木造住宅を除く。)の見積書の写し

イ 案内図

ウ 配置図

エ 各階平面図

オ 交付申請者が管理組合の場合は、組合規約及び耐震診断の実施に係る議決書又はそれに代わるもの

カ 建物の所有者と入居者が異なる場合は、所有権等を有する者全員の同意を得たことを証する書面

キ 補助金振込先金融機関の口座名義人、口座番号等が明記されている通帳等の写し

ク 旧基準建築物であることを証する書類

ケ 市税完納証明書の写し

コ その他市長が必要と認める書類

(2) 耐震改修設計の場合

ア 耐震改修設計及び評定に必要な見積書の写し(補助対象木造住宅を除く。)

イ 耐震診断義務付け対象建築物であることの確認書(要安全確認計画記載建築物の場合のみ)

ウ 前号イからコまでに掲げる書類(オ中「耐震診断」とあるのは「耐震改修設計」とする)

(3) 耐震改修工事の場合

ア 耐震改修工事費の積算内訳書

イ 耐震改修計画認定の申請図書の写し(補助対象木造住宅を除く。)

ウ 耐震改修計画認定の認定書の写し(補助対象木造住宅を除く。)

エ 全体計画の承認書の写し(単年度の事業計画の場合を除く。)

オ 補助金振込先金融機関の口座名義人、口座番号等が明記されている通帳等の写し

カ 耐震診断義務付け対象建築物であることの確認書(要安全確認計画記載建築物の場合のみ)

キ 市税完納証明書の写し

ク その他市長が必要と認める書類

(4) 除却工事の場合

ア 除却工事費の積算内訳書

イ 耐震診断結果表(現状のls値等が確認できるもの)

ウ 第1号イからコまでに掲げる書類(オ中「耐震診断」とあるのは「除却工事」とする)

エ 除却部分等を表示した図面、仮設計画図

オ 補助対象建築物の外観写真(撮影位置を図示すること)

カ 耐震診断義務付け対象建築物であることの確認書

(交付の決定等)

第9条 市長は、前条の規定による申請があった場合は、その内容を審査し、補助金の交付を適当と認めるときは、予算の範囲内において交付の決定をし、その旨を豊田市非木造住宅等耐震化促進事業補助金交付決定通知書(様式第2号)により、交付申請者に通知するものとする。

2 市長は、前項の規定により補助金の交付を決定する場合において、必要があると認めるときは、これに条件を付することができる。

(着手の届出)

第10条 交付申請者は、補助事業に着手したときは、豊田市非木造住宅等耐震化促進事業着手届(様式第3号)に次に掲げる書類を添付して、市長に提出しなければならない。

(1) 契約書の写し

(2) 工程表

(3) 工事着手前の写真(耐震改修工事の場合のみ)

(4) 耐震診断者、設計業者又は工事監理者、工事請負者及び管理組合等の場合はその担当者の氏名、連絡先等を記載した書類

2 前項の着手届は、補助金の交付の決定があった日から起算して30日以内に提出しなければならない。ただし、市長がやむを得ない事由があると認められた場合は、この限りでない。

(地位の承継)

第11条 交付申請者が死亡した場合において、当該交付申請者の承継人が、交付決定を受けた内容で補助事業を行う意思があるときは、市長の承認を受けてその地位を承継することができる。

2 交付申請者が、破産等のやむを得ない事情により第三者に地位を承継する場合において、当該交付申請者の承継人が、交付決定を受けた内容で補助事業を行う意思があるときは、市長の承認を受けてその地位を承継することができる。

3 前2項の規定により交付申請者の地位を承継しようとする者は、豊田市非木造住宅等耐震化促進事業地位承継届(様式第15号)に地位を承継する者であることを証する書類を添付して市長に提出しなければならない。

4 交付申請者は、第1項及び第2項の場合を除き、補助金の交付を受ける権利を譲渡し、又は担保に供してはならない。ただし、豊田市耐震等関連事業に係る補助金代理受領に関する事務取扱要領に定めるところにより、補助金の受領を当該補助事業の工事請負契約を締結した者(以下「事業者」という。)へ委任する場合(以下「代理受領」という。)はこの限りでない。

(中間検査)

第12条 交付申請者は、市長から耐震改修工事、除却工事の工程を指定して中間検査を行う旨の条件を付されたときは、市長が指定した工程に達する前に、豊田市非木造住宅等耐震化促進事業中間検査申請書(様式第4号)に中間検査を行う箇所の分かる図面を添付して、市長に提出しなければならない。

2 市長は、前項の中間検査申請書が提出されたときは、速やかに当該耐震改修工事、除却工事が適切に実施されているか否かについての中間検査を行うものとする。

3 市長は、前項の中間検査を行った結果、当該耐震改修工事、除却工事が適切に実施されていないと認めるときは、適切に実施するよう交付申請者を指導するものとする。

4 前項の場合において、交付申請者が指導に従わない場合は、市長は、当該耐震改修工事、除却工事に係る補助金の交付決定を取り消すことができるものとする。

(補助事業の変更)

第13条 交付申請者は、補助金の額に変更を生じる補助事業の内容の変更をしようとする場合は、当該変更に着手する前に、豊田市非木造住宅等耐震化促進事業計画変更承認申請書(様式第5号)に次に掲げる書類を添付して市長に提出し、その承認を受けなければならない。

(1) 変更後の補助対象経費の見積書の写し

(2) 当初契約書の写し

(3) 変更契約書の写し

(4) 変更図書等の変更内容が分かる書類

2 市長は、前項の計画変更承認申請書が提出されたときは、その内容を審査し、第9条第1項の規定による決定を変更することができる。

3 市長は、前項の規定により補助金の交付の変更を承認したときは、豊田市非木造住宅等耐震化促進事業補助金変更決定通知書(様式第6号)により、交付申請者に通知するものとする。

4 交付申請者は、補助金の額に変更を生じない補助事業の内容の変更をしようとする場合は、当該変更に着手する前に、豊田市非木造住宅等耐震化促進事業変更届(様式第7号)に変更図書等の変更内容が分かる書類を添付して、市長に提出しなければならない。

(取下げ・中止届)

第14条 交付申請者は、補助事業の取下げ又は中止をしようとするときは、補助金の交付決定があった日の属する年度の1月末日までに、豊田市非木造住宅等耐震化促進事業取下げ・中止届(様式第8号)に補助金交付決定通知書の写しを添付して、市長に提出しなければならない。

(遂行命令等)

第15条 市長は、必要があると認める場合は、交付申請者に対して補助事業の遂行に関して必要な指導、助言及び指示を行い、又は必要な報告を求めることができる。

2 市長は、交付申請者が交付決定の内容及びこれに付した条件に従って補助事業を行っていないと認められた場合は、交付決定の内容に従って当該補助事業を遂行するよう命じることができる。

3 市長は、交付申請者が前項の命令に従わない場合は、補助事業の全部又は一部の停止を命じることができる。

(完了実績報告等)

第16条 交付申請者は、補助事業が完了したときは、当該補助事業の完了の日から起算して30日を経過した日又は補助金の交付決定があった日の属する年度の2月末日のいずれか早い日までに、豊田市非木造住宅等耐震化促進事業完了実績報告書(様式第9号)に次に掲げる書類を添付して、市長に提出しなければならない。

(1) 耐震診断の場合

ア 耐震診断結果報告概要書(様式第10号)

イ 専門機関の耐震診断評定書(一戸建ての非木造住宅を除く。)

ウ 立面図、各階平面図、各伏せ図及び軸組図

エ 事業者が工事費を領収したことを証する書類(原本に補助金名、交付申請日、交付申請者氏名が記載されているもの)の写

し。

オ その他市長が必要と認める書類

(2) 耐震改修設計の場合

ア 耐震評定結果報告概要書(様式第11号)

イ 耐震改修計画認定の認定通知書の写し(補助対象木造住宅を除く。)

ウ 前号ウからオまでに掲げる図書

(3) 耐震改修工事の場合

ア 施工状況が確認できる写真

イ 第1号エ、オに掲げる図書

(4) 除却工事の場合

ア 施工状況が確認できる写真

イ 第1号エ、オに掲げる図書

2 市長は、前項の完了実績報告書が提出されたときは、その内容を審査し、適当と認めるときは、交付すべき補助金の額を確定し、その旨を交付申請者に通知するものとする。
(補助金の交付)

第17条 交付申請者は、前条第2項による確定の通知を受けた日から起算して10日以内に、市の指定様式による請求書を市長に提出しなければならない。

2 市長は、前項の請求書が提出された場合は、遅滞なく補助金を交付するものとする。ただし、代理受領を行う場合は事業者に補助金を交付する。
(交付決定の取消し)

第18条 市長は、交付申請者が次の各号のいずれかに該当する場合は、補助金の交付決定の全部又は一部を取り消し、豊田市非木造住宅等耐震化促進事業補助金交付決定取消通知書(様式第12号)により、交付申請者に通知するものとする。

(1) 虚偽の申請その他不正の行為により補助金の交付を受けたとき。

(2) 補助金の交付決定内容、当該決定に付した条件その他法令又はこの要綱の規定に違反したとき。

(3) 第5条各号のいずれかに該当しない者であることが判明したとき。

(4) その他市長が補助金の交付を不相当と認めるとき。

2 前項の取消しを行った場合において、既に補助金を交付しているときは、市長は、当該補助金の全部又は一部を返還させなければならない。

(書類の保管)

第19条 交付申請者は、補助事業の収支に関する帳簿、領収書等の関係書類を整理するとともに、補助金の交付を受けた年度の終了の日から5年間、これらを保管しなければならない。

(全体設計の承認)

第20条 交付申請者は、耐震改修工事及び除却工事が複数年度にわたる場合は、初年度の補助金交付申請の前に、豊田市非木造住宅等耐震化促進事業全体設計(変更)承認申請書(様式第13号)に全体設計表(様式第14号)と次に掲げる各号の書類を添付して市長に提出し、その承認を受けなければならない。事業費の総額を変更する場合も同様とする。

(1) 位置図、配置図、各階平面図

(2) 補助対象等を表示した図面等(年度別計画を表示したもの)

(3) 工程表

- 2 市長は、前項の全体設計（変更）承認申請書が提出されたときは、その内容を審査し、適当と認めるときは、当該全体設計又は全体設計の変更を承認し、その旨を交付申請者に通知するものとする。
- 3 前項の規定による承認を受けた交付申請者は、毎年度、豊田市非木造住宅等耐震化促進事業補助金交付申請書を、市長に提出しなければならない。

（委任）

第21条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

（施行期日）

- 1 この要綱は、令和4年4月1日から施行する。
- （この要綱の失効）
- 2 この要綱は、令和7年3月31日に限り、その効力を失う。ただし、同日以前にこの要綱の規定に基づき、交付申請がなされた補助金に関しては、同日後も、なお効力を有する。

附 則

この要綱は、令和5年4月1日から施行する。

別表第1（第6条関係）
補助事業、補助対象経費及び補助金の額

補助事業の区分		補助対象経費	補助金の額
事業の区分			
耐震診断	一戸建て非木造住宅耐震診断費補助事業	1棟ごとの耐震診断に要する経費	補助対象経費の3分の2以内の額とし、一住戸あたり90千円を限度とする。
	一戸建て以外非木造住宅耐震診断費補助事業	ただし、別表第2の基準額を限度とする（一戸建て非木造住宅を除く。）	補助対象経費の3分の2以内の額とし、1,760千円を限度とする。
	特定既存耐震不適格建築物耐震診断費補助事業（ただし、耐震改修促進法第14条第1号及び同条第3号で示される建築物に限る）		補助対象経費の3分の2以内の額とし、2,440千円を限度とする。
耐震改修設計	非木造住宅耐震改修設計費補助事業（マンション以外のものに限る）	1棟ごとの耐震改修設計に要する経費	補助対象経費の3分の2以内の額とし、1,370千円（一戸建て住宅の場合は一住戸あたり290千円）を限度とする。
	マンション耐震改修設計費補助事業		補助対象経費の3分の2以内の額とし、2,530千円を限度とする。
	特定既存耐震不適格建築物耐震改修設計費補助事業（ただし、耐震改修促進法第14条第1号及び同条第3号で示される建築物に限る）		補助対象経費の3分の2以内の額とし、1,670千円を限度とする。
	要安全確認計画記載建築物耐震改修設計費補助事業（耐震改修促進法第7条第2号の建築物に限り、非木造住宅を除く）		補助対象経費の5/6以内の額とし、3,170千円を限度とする。

耐震改修工事	非木造住宅耐震改修 工事費補助事業 (マンションに限る)	1棟ごと耐震改修工事の必要 経費とし、延べ面積あたりに 対し、1㎡あたり500円(満 た積を除く)を、3㎡あたり 1,500円(満)とする。	補助対象経費の23%に 相当する額とし、5,600 円(一戸建て住宅あたり 8000円)を限度とする。
	マンション耐震改修 工事費補助事業	1棟ごと耐震改修工事の必要 経費とし、延べ面積あたりに 対し、1㎡あたり500円(満 た積を除く)を、3㎡あたり 1,500円(満)とする。	補助対象経費の3分の1 以内の額とし、3,340 000円を限度とする。
	特定建築物耐震改修 工事費補助事業 (ただし、第1号及び第3 号建築物に限る)	1棟ごと耐震改修工事の必要 経費とし、延べ面積あたりに 対し、1㎡あたり500円(満 た積を除く)を、3㎡あたり 1,500円(満)とする。	補助対象経費の23%に 相当する額とし、耐震改 修促進法第14条第1号 建築物のうちマンション にあっては、1,700千 円(一戸建て住宅)を、 同条第3号建築物のうち マンションにあっては、 2,300千円を、同条第 3号建築物のうち、それ 以外の建築物にあっては 1,700千円を限度とす る。
	要安全確認計画記載 建築物の耐震改修促進 法の建築物に限る)	1棟ごと耐震改修工事の必要 経費とし、延べ面積あたりに 対し、1㎡あたり500円(満 た積を除く)を、3㎡あたり 1,500円(満)とする。	補助対象経費の15分の 1以内の額とし、マン ションを除く住宅にあ っては、18,000千 円(一戸建て住宅の場 合は、3,750千円)を、 マンションにあっては、 7,360千円を、それ 以外の建築物にあって は、3,750千円を限 度とする。

別表第2
基準額

延べ面積区分	基準額
面積1,000㎡以内の部分	面積に1㎡当たり3,670円を乗じて得た額
面積1,000㎡を超え、2,000㎡以内の部分	面積に1㎡当たり1,570円を乗じて得た額
面積2,000㎡を超える部分	面積に1㎡当たり1,050円を乗じて得た額